

1. 手 帳 の 交 付

(1) 身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある人が、各種の福祉制度を受けようとするときに必要なものです。

【交付対象となる障害区分】

- | | | | |
|----------------------|---------|---------|-----------------|
| ・視覚障害 | ・聴覚障害 | ・平衡機能障害 | ・音声、言語、そしゃく機能障害 |
| ・肢体不自由 | ・心臓機能障害 | ・腎臓機能障害 | ・呼吸器機能障害 |
| ・ぼうこう又は直腸機能障害 | ・小腸機能障害 | | |
| ・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | | ・肝臓機能障害 |

＜新規申込に必要なもの＞

- ①身体障害者手帳交付申請書（窓口に備え付けあり）
- ②指定医の作成した身体障害者診断書・意見書（所定の様式）（窓口備え付けあり）
- ③本人顔写真（タテ4 cm × ヨコ3 cm）1 枚
※サングラスや帽子（特別な理由がある場合を除く）等着用せず、撮影から1年以内のもの。
ポラロイド不可。デジタルカメラ等による作成の場合、写真専用紙を使用したもの。
- ④個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

＜受付場所＞

市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター 各連絡所（今市除く）

身体障害者手帳を取得後、以下の場合は手続きが必要です

■障害の程度が変わった場合、新たに障害が追加になる場合

＜再認定申請に必要なもの＞

- ①身体障害者手帳再交付申請書（窓口に備え付けあり）
- ②指定医の作成した身体障害者診断書・意見書（所定の様式）（窓口備え付けあり）
- ③本人顔写真（タテ4 cm × ヨコ3 cm）1 枚
※サングラスや帽子（特別な理由がある場合を除く）等着用せず、撮影から1年以内のもの。
ポラロイド不可。デジタルカメラ等による作成の場合、写真専用紙を使用したもの。
- ④個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

■市内転入、市内転居により住所が変更になった場合、氏名が変わった場合

＜届出に必要なもの＞

- ①身体障害者居住地（氏名）変更届（窓口備え付けあり）
- ②身体障害者手帳
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》
※市外へ転出した場合は、転出先の管轄役所等へ届出手続きを行ってください。

■手帳を紛失したとき、破れや汚れ等で使用ができなくなった場合

＜申請に必要なもの＞

- ①身体障害者手帳再交付申請書（窓口備え付けあり）
- ②本人顔写真（タテ4 cm × ヨコ3 cm）1 枚
※サングラスや帽子（特別な理由がある場合を除く）等着用せず、撮影から1年以内のもの。
ポラロイド不可。デジタルカメラ等による作成の場合、写真専用紙を使用したもの。
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》
※即日発行不可。期間に余裕をもって申請してください。

■障がい者（児）本人が死亡した場合、障害がなくなった場合

手帳返還手続きが必要となりますので、届出をしてください。

(2) 療育手帳の交付

知的な障がいがある人が、各種の福祉制度を受けようとするときに必要なものです。

【障害の程度】 A 1 (総合最重度)、A 2 (総合重度)、B 1 (総合中度)、B 2 (総合軽度)

＜新規申込に必要なもの＞

- ①交付申請書（窓口に備え付けあり）
- ②本人顔写真（タテ4 cm × ヨコ3 cm、脱帽（特別な理由がある場合を除く）・上半身、おおむね6 か月以内のもの）※家庭用のプリンターによる印刷写真は不可。
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》
※申請後、聞き取り調査をする場合があるので、可能であれば母子手帳や過去に受けた知能検査の結果等を参考資料として用意してください。
※18歳以上の方で初めて申請する方は、成績証明書等が必要となりますので、申請前にご相談ください。

＜受付場所＞

市役所障害福祉課
東部・西部保健福祉センター（新規申請は書類受付のみ）

療育手帳を取得後、以下の場合は手続きが必要です

■再判定を受ける場合

＜再判定申込時に必要なもの＞

- ①療育手帳
※障害の程度を確認するために行います。手帳に記載されている次回判定年月が到来する
おおむね3 か月前から受付をします。
※6 歳および12歳再判定については、オンラインでの受付も可能です。

■本人、保護者の住所や氏名など手帳に記載されている内容が変わった場合

＜届出に必要なもの＞

- ①記載内容変更届（窓口に備え付けあり）
- ②療育手帳
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

■手帳を紛失したとき、破れや汚れ等で使用ができなくなった場合、障害の程度が変わった場合

＜申請に必要なもの＞

- ①交付申請書（窓口に備え付けあり）
- ②療育手帳（紛失した場合を除く）
- ③写真（タテ4 cm × ヨコ3 cm、脱帽（特別な理由がある場合を除く）・上半身、おおむね6 か月以内のもの）※家庭用のプリンターによる印刷写真は不可
- ④個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》

■新しい手帳を交付された場合、再判定の結果が非該当となった場合、本人が死亡した場合

＜届出に必要なもの＞

- ①返還届（窓口に備え付けあり）
- ②療育手帳
- ③個人番号（マイナンバー）の提示《詳細は最終ページをご参照ください》